

第1回滋賀県子ども若者審議会 会議概要

- 1 日時：平成25年(2013年)11月11日(月)午前10時00分～12時00分
- 2 場所：滋賀県大津合同庁舎7-A会議室
- 3 出席委員：(五十音順、敬称略)
浅野真実、安部侃、打田絹子、壁田文、川那邊清美、神原文子、
小林江里子、鹿田由香、高橋啓子、中西健、二杉直美、野田正人、
藤井登喜男、古谷絵美、松浦洋子、松元光彦、渡部雅之
- 4 議事内容
 - 開会
 - 出席委員数確認
出席委員数は17名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。
 - 健康福祉部長あいさつ
 - 出席委員自己紹介
 - 事務局職員紹介
 - 会長選出
滋賀県子ども若者審議会規則第2条第2項に基づき、委員の互選により高橋啓子委員が会長に選出された。
 - 会長職務代理者の指名
滋賀県子ども若者審議会規則第2条第4項に基づき、会長より中西健委員が会長の職務代理者に指名された。
 - 子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について(諮問)
健康福祉部長より諮問書が手交された。
 - 資料の確認
- (1) 滋賀県子ども若者審議会の運営について
 - 審議会の設置根拠等について
資料1により、事務局から滋賀県附属機関設置条例を根拠とすることや、当該条例に定める当審議会の担当事務等について説明。
 - 会議の公開・非公開について
資料1により事務局より説明。会長が会議に諮り、当審議会の会議は原則公開とすること、公開の方法は会議の傍聴と会議終了後に作成する会議概要の県のホームページ等での公開によること、議事内容により公開・非公開の判断を要するときは都度会議で議論して決定することが、それぞれ決定された。

(2) 淡海子ども・若者プラン次期計画の策定について

○ 検討の進め方について

資料2、3により事務局より説明。

次期計画の位置付け、策定に向けた検討の進め方、主な検討スケジュールについて、資料2により確認された。

なお、以下のとおり発言があった。

(委員) 説明のあった部会制や進め方については基本的に賛成だが、吟味してもらいたい部分もある。今回のプランでは、特に子ども・子育てに関しては就学前の保育園、幼稚園のところはかなりウエイトがあるが、一方で、今日も企業の方や労働者代表の方も来ていただいている、子ども・若者の自立までということで30代までを念頭に入れることになる。それぞれのテーマ別で部会に割ったときに、縦のつながりに課題を感じる。

今よく話題になるもので、例えば発達障害を含む障害については、それこそ出生前から30代を越えて、自立の一番大きな阻害要因の1つと言われている。このような、ひとつの部会だけでなく他の部会にも関わってくるような課題を、従来のような箱、箱で分けてしまうだけでなく、それを縦に通すような仕掛けが必要と感じる。各部会から誰かが出てきて、その課題について別途議論するといった軸が要るだろう。

総合的なプランにするためには、例えば、今回、障害の部局がどんなふうに関与していただけるのか、他の部局はどうなのかというような、そういう意味での総合性が発揮できないと結局各論の寄せ集めになってしまうリスクがあるので、ぜひ考えてもらいたい。

(会長) 委員の発言にあったように、それぞれの部会がばらばらにそれぞれの内容を活発に議論いただいても、相互に関係しているものもあり、また、この4つの部会において議論に漏れが出るようなことがあっては問題である。どのように各論でばらばらにならないで、縦に通る課題というものを設定していくかという手法の問題と、両方あったと思う。各部会の調整のようなことをきっちりやらないといけないということだが、こうすればというような案があれば、提案いただけるとありがたい。

(委員) 各部会から、ほかの部会と重なる部分を中間期や最後のまとめぐらいの時期に一旦出してもらい、その部分を扱う第二義的な部会を、各部会代表的なごく小人数でよいので設置して詰めていただくといいのではないかと思う。

実はこれは審議会組織だけではなくて、県における子ども・若者にかかわる部局というのかなり多様なはずなので、そうした部局についても控え的に参加してもらいたい。特に資料の中にもあるが、この間にいじめ防止対策推進法や子どもの貧困対策の推進に関する法律というようなさまざまな法律が出てきていて、我々、研究したり教える側に

とっても総合性において非常にわかりにくい状況になっているため、そういうものを全体像としてプロットしながら、県として、要するに次世代をどうするんだというのが見える形にしてもらえるとよいのではないかと。

さっき例として挙げた障害関係や教育委員会関係などの部局がどれだけ忙しいかよくわかっているのだから、負担をかけようというつもりはないが、少なくともそういう部局にも網のかかった検討の場というのを意識的に設けてもらいたい。

各部会から課題が上がった時点で、課題に応じた再度の部会編成というよりは、ちょっとしたワーキングチームみたいなものを作るとするのが現実的かなと思う。

(委員) 今のご提案に1点補足して、子ども・若者プランの概要版を見せてもらったが、例えばマイノリティの子どもたちの姿が見えてこない。一般的な、普通の中流家庭に育っている子どもたちにターゲットを当てると、障害のある子どもさん、外国籍の子どもさん、貧困家庭の子どもさんなどのように、そこから漏れてしまう子どもたちが結構いるのではないかと。ということが危惧されるので、そういう配慮をぜひ計画で検討いただきたい。そのためにも、1つ1つ部会を切るにしても、何か横ぐしのような形がきっと必要だろう。

それからもう1つは、今年度、県民の子育てに関する調査がされるようで、非常に意味があることだと思うが、子ども・若者プランを読んでも、ひとり親家庭等の生活実態調査の報告書を読んでも、子どもの姿が見えてこない。滋賀県で育っている子どもの実態が見えてこないのだから、子どもを対象にした調査をぜひしていただきたい。読ませてもらっても、大人が子どもの育ちを支援するという大人が目線だけになっている。子どもは今どういうふうにいるのか、子どもはどういうふうに育ちたいと思っているのか、ではどんなことで困っているのかという子どもの実態が見えてこないのだから、次期の子ども・若者プランをつくるために、できれば、アンケート調査等で直接子どもの声を聞いていただきたい。そのためには、会議だけではなく財政的な保証が必要で、予算措置をしてもらわないといけない。調査をするにはかなりのお金も必要であり、恐らくこれから概算要求等予算が決まっていく時期だろうから、この次期計画を実りあるものにするためにも、ぜひ子どもを対象にした調査を組み込むということをきちっと位置づけてもらいたい。

(会長) マイノリティの子どもたちという切り口であったが、どうも部会にすると縦割りになりやすいので、横ぐしを1本通してということと、それから、もう1つは、子ども自身の発言というか、子どもの思いを酌み取ったアンケートなど、そういった調査をしていくべきではないかというご意見であったと思う。これについては、それぞれの部会でも取り組める内容であろうと思うので、その辺も議論いただきながら、実効あるものにしていきたいと思う。でき上がるとき、何となく総花的になりやすいということ

考えると、一步踏み出してやっていければと思う。

○ 淡海子ども・若者プランの取組状況について

資料4により事務局より説明。

以下のとおり発言があった。

(委員) 一通り読ませていただいたが、ちょっと実態がわからないので教えていただきたい。滋賀県に、現在6歳未満の子どもさん、12歳未満の子どもさん、18歳未満の子どもさん、30歳未満の子どもさんは何人おられるのか。分母がわからなくては状況の把握ができないので、こうした計画の策定にあたってはできるだけベースとなる基礎資料をお示しいただきたい。例えば、幼保の子どもさんの数や不登校の子どもさんなどもそうである。あるいはひとり親家庭で育てている子どもの数など、ベースになる数値を示してもらったら、ではその中でどのぐらい実際に上げていくべきなのかが判断できると思う。

それぞれ挙がっている数字や成果の評価のしようがないので、できるだけ基礎資料をしめしてもらいたいと思う。

今、本当に滋賀県で、18歳未満の子どもさんや18歳以上30歳未満の若者は何人か。

(委員) 平成22年2月時点の実績から平成26年の目標を設定されていると思うが、平成24年度で既に到達している分がある。これは再度、また目標を上げるのか。

(事務局) 既に到達している分について、プラン上でたちまち目標の修正ということにはならないが、施策を進めていくに当たって、各組織ごとに毎年設定している組織目標の設定などに際して、より高いハードルの数値を設定させていただいている状況である。

(委員) 先ほど意見のあった基礎となる数字について、平成22年度末の企業の登録数などについても見えてこない。そのときの目標数値のベースとなる企業が何社あったのかなど、そういうものを調査して目標を設定されたとは思いますが、世間においては、どんどん生産も企業も伸びている。目標をどういうふうに置いていくか見えなかったので質問させてもらった。

(委員) 先ほどの資料55ページの評価のうち、33番目の養育費を受け取っている母子家庭の割合について、これの捕捉はかなり難しいんだろうと思うが、横棒の意味はどういうことなのか。

それから、中には、例えば「あすくる」での支援プログラムの指標などは、単にやればいいということではなくて、その結果を測定するので、ある種難しい反面、この測り方をすると現場の働き具合に影響を及ぼしてしまうというような側面があるかと思う。

各市町において何か事業をやってもらおうとか、あるいはある人を置いてもらうみたいな項目については、イメージ的に十七、八の市町で頭打ちが来ているように感じる。県として、直接自分のところでやる事業ではないための難しさもあるかと思うが、そのあたりのイメージを教えてもらえるとありがたい。

(事務局) 養育費の関係のご質問について、平成 22 年、23 年はバーになっているが、母子家庭の実態調査を 5 年置きに行っており、前は平成 21 年度に実施した。この調査を平成 26 年度にまた実施したいと考えており、調査を実施した年だけ数字が上がってくるものである。

市町が実施主体になっている項目がいくつかあるが、こうした項目については県が一方的に目標を設定するというのはなかなか難しい部分もあり、市町とやりとりをしながら、連携によって課題の解決を図っていくことになると考えている。

また、「あすくる」では支援を行ってもなかなか終了まで行かないケースもあり、こういった終了率を目標にしているものもある。

(委員) 市町に向けては、市町のいろんな考えや首長さんの願いもあり、難しいのはよくわかっている上で質問させてもらった。今、県内は 19 市町か。

(事務局) 19 市町である。

(委員) そうすると、18 まで揃っているが 1 つだけ残っていてそのままというような指標について、実際に計画に落とし込む際には、多分そのあたりの戦略みたいなことが必要かと思う。全体を一括りとしては難しいかもしれないが、パート、パートでそういう部分の分析がどういうことになっているのか、感想めいたことでも構わないので、部会ででも教えてもらいたい。

もう 1 点、つけ足しになるが、他の市町などでは、各事業について担当者のほうで、「十分手応えがある、成果が上がっている」あるいは「まだやり残しがある」あるいは「そもそも難しすぎる」というようなことを、A、B、C など何らかの記号か、あるいは数値化で測定しているのを見たことがある。数値目標で上がっている項目以外のところでもそれぞれの担当で努力いただいているのに、そのあたりが見えてこないところがあるので、「何々しました」ということだけではなく、事業の状況のようなものがわかる行政指標のようなものが、これは今後の課題として、わかるといいなと思う。

(会長) 今おっしゃっていることは、部会に分かれたときに十分に忌憚のない意見も出し合いながら、事務局のほうも、実はこういうところに課題があつてなかなか難しいとか、こういう背景があるのでやみくもにいけないとか、いろんな話を聞かせてもらえる

のではないかと思います。各部会でどんどんその辺を質問して深めていただいて、その成果をまたフィードバックしていただければと思います。

(事務局) 先ほどの子どもの人数に関するご質問について、6歳未満の子どもは平成24年4月現在で8万1,050人、18歳未満人口については、平成24年10月1日になるが25万3,216人である。30歳未満についても、後ほど報告させていただく。

(委員) いずれの事業でも、まず対象となる子どもさんが何人か、あるいは子どもたちが育っている世帯数がどれだけかということがベースになって、それを前提として、何人参加したかだけでなく、それは何パーセントに当たるのかというのが出てくるべきである。対象とする子どもたちの中の何パーセントかというのがわからないと、本当にその事業は広く周知されているのか、あるいはニーズにきちんと対応できているのかということが評価できているとは言えないのではないかと思いますという思いで質問させてもらった。

どういうふうにそれぞれの事業の評価をするかも今後の議論と思うが、単に参加人数とか延べ人数だけで評価という時代はもう終わっていると思う。どれだけの効果が上がったか、本当にどれだけニーズに応えることができているかという1つの判断根拠が、その対象者の中の何パーセントがその事業を利用することができたのか、あるいはその施設を利用することができたのか、何らかのそのサービスを受けることができたかという、そのところがやはりすごく大事ではないかと思う。逆に言えば、残りのその何パーセントがなぜ利用しなかったのか、あるいはなぜ参加の割合が少ないのかということが、事業の見直し等にもつながってくんじゃないかということで質問させてもらった。

(会長) 進捗状況の詳細や根拠については、ここで全部の事業について説明してもらう時間がないので、今日のところは、先ほどの人数のところを報告してもらい、あとは各部会において、それぞれの関係するものについて詳細を聞き取っていただければと思います。

(事務局) 人数について、先ほどお答えしたものと時点が少し変わるので、再度確認で答えさせていただく。平成25年10月1日現在の数字で、ゼロ歳から5歳の人口が8万1,388人、6歳から11歳の人口は8万3,814人、12歳から17歳までの人口が8万7,201人、18歳から29歳までの人口が18万2,610人である。

○ 本県の子ども・若者を取り巻く状況について

資料5、6により事務局より説明。

今後の審議会での取り組み方等について、以下のとおり発言があった。

(委員) 現在、小学校でスクールサポーターをしており、小学校の現状なども把握している状況である。現在、友人が出産、子育てを経験しているというのもあり、そういう

面からも、これからいろんな意見を出させていただけたらと思う。

(委員) 前回のプラン策定に少しかかわらせてもらったが、まとめるのはなかなか難しいと感じた。データを見ただけではものごとは解決しないという印象も受けたので、このあたりを考えて取り組んでいきたいと思っている。

(委員) 児童養護施設、鹿深の家においては、以前から学園の子どもたちが18歳で学園を卒園して社会に出なければならぬということで、すごく心を痛めていたが、近年、20歳まで学園で自立支援をしてよいこととなってきた。今日の会議でも、18歳から30歳までの支援ということで、すごく心強く思った。本当に私のところの子どもは、小さいときに虐待を受けてマイナスからスタートしている分、18歳で打ち切るということになるということに強い疑問を抱いていた。普通の家庭でも、30歳ぐらいになってもなかなか親から離れていかない子どもが多い中で、私どものところの子どもも本当に大学を目指して、大学という枠の中で心がさらに育っていけばいいなと考えているところである。財源の裏打ちはないが、頑張っあちこちで寄附を集めて、子どもたちを本当に大学に送ってあげたいと思っている。

(委員) この4月1日に日野町の福祉課長になったばかりだが、町の福祉課の窓口は、子育てをしているお母さんや、生活保護など生活全般の窓口になったりしているので、その状況を見ていると、生活全般が厳しくなっている中、小さいときから大人になる30歳まで、どのようにつながって支援をしていくのかというのが大事だなと思っている。小さいときの支援が、大きくなってからどのように自立して生活していくかにすごくかかっていると感じており、そういう点で、つながりのある計画になればいいなと思っているところである。

(会長) 市町の問題も出てきたので、県との連携というか、その辺の難しいところも部会などでご発言いただければと思う。

(委員) 施策として、計画があっても、それを実行していく中での難しさというのを感じているところである。

(委員) 小・中学校の学校教育の代表として参加させてもらっていると思う。今、小学校においては、1年生に入学してくる子どもについて、幼稚園、保育園からのつながりがすごく大事だと痛感している。小学校で、幼稚園や保育園でのことを補おうと思っても、やっぱり発達段階ごとにおかねばならないことがきちっとできていない子どもは、後からいくらやってもなかなか入り込んでいかないということを感じている。

この審議会において、そのような連携、それぞれの時期に何が大事なのかというところなどを考えていければいいと思う。

(委員) 民生委員をしている。養育里親登録数の指標について、数字としてはもう目標が達成されているというように上がっている中で、今現在の里親さんの状況は、それが多いのか少ないのかはわからないが、実際にその里親さんを必要とされる子どもさんというのはたくさんおられると思う。また児童虐待なども、これに関連しているかと思う。私がどこの部会に入るかはわからないが、この部分は今すごく気になっている状況なので、また話させてもらえればうれしい。

(委員) 滋賀子育てネットワークの活動を始めて、もう十五、六年たち、昔エンゼルプランといわれたころからずっとこういうものに携わってきている。

私自身の思いとしては、やはり最初が肝心ということで、生まれて半年、1年ぐらいの親子の見守りが手厚くなると、その後が、後になるほどだんだん楽になるのかなと思っていて、その部分を一生懸命活動している。

部会のことについての思いとして、部会というどうしてもいつものメンバーということになってしまうので、これだけのメンバーがおられるのだから、少しでも違った視点を入れられるよう、各部会の議事録を早目に回していただくなど、広く意見を吸い上げられるような仕組みが欲しいと思った。

今回子育て3法に関する部分の審議も入っていると思うが、各テーマのボリュームがどうなるのか。全部を一律に同じようにやっていくのか、部会によって会議の回数が変わってくるのかもわからないが、ぜひ未就園児にかかる分のボリュームについても配慮いただけたらと思う。

また、ひとり親ということで、昨今母子と父子と両面の支援といわれているが、今日の資料においては数値が古いこともあって混在しているのかなと思う。今後の会議においては、母子、父子、両方それぞれの部分がわかれば、その面も説明をつけ加えてもらえるようお願いしたい。

(委員) 今回は平成27年度以降の5カ年の子ども・若者プランを作るという話だが、その中に、現在国のほうで審議されている子ども・子育て支援新制度に向けての計画も入るということであった。このスケジュールでは、平成26年の4月から9月に部会による分野別審議が行われ、9月から12月に審議会が行われて計画を作ることとなっているが、今回提案いただいている子ども・子育て支援新制度を受けての話は、このスケジュールで間に合うのかどうか、非常に危惧している。

保育所というのは、例えば、来年4月入所のお子さんの場合、半年前の10月に希望を聞いて、面接をしていくという段取りになるが、新制度において保育所は保育所のまま

で残るのか、認定こども園に移行するのかという判断をしなければいけない。すなわち夏までに来年度の判断をしなければ間に合わないという状況になるわけだが、このスケジュールでは無理だと思う。その辺のことについて伺えればと思う。

(事務局) 確かにスケジュール的に非常に厳しいものがあると思う。まず、市町において今現在ニーズ調査を実施して量の把握をされており、市町がそのニーズ調査をもとにして、市町ごとの計画を策定していかれることになる。国の示しているスキームとしては、県は市町とこうした状況のキャッチボールをしながら、全体の県としての計画を策定していくこととなっているので、事業実施主体である市町の策定の内容等をこちらでも聞かせてもらいながら、新制度導入に向けて決めなければならない部分については、一定カバーできるのではないかと考えている。ただ、それを県計画の中で、数値目標や施策の内容をどういう形にまとめていくのかというのが、委員ご指摘のスケジュールとの関係で、非常に難しい作業になると感じている。

(委員) ご承知のように、国においても新制度の公定価格が決まらない。来年の3月に決まるかどうか分からない状況の中で、それぞれ地方で計画を決めなきゃいけないという、非常に矛盾するような話をしている。それはよくわかってもらっている上での話ではあるが、例えば、市が支援計画をつくる際にも、じゃあ広域の問題はどう考えてつくったらよいかということについて、県としてのきちっとした方針が必要であろうと思う。資料2にもあるが、区域の設定についてどう考えるかを示していかないことには、各市町は作りようがないと思う。その辺のところを含めて、よく国と県と市町が連動していかないことには、この計画はなかなかできないし、現場の保育園、幼稚園、並びにこども園が態度表明のしようがないと思うので、ぜひともそこはできるだけ早い目に明快な方針をお示しいただきたいと思う。

(事務局) 確かに制度を管轄する国の動きがおくれているので、できるだけ国の情報を素早く取りながら、市町とも連携して対処していきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

(委員) 保育士不足の深刻化ということが資料にも書かれているが、私は保育士国家試験の対策講座の講師として大学生を主に教え、大学で勉強して一応資格は取るが、保育士として勤めるつもりはないという子たちがメインの講座をやっていた。

就職率の低さなどもあると思うが、養成校の新卒者だけに目を向けるのではなく、実際に子育てをしているお母さん方ならば、子育ての経験からいろいろと学ばれて、保育士の資格試験の対応などの勉強もしやすい。そういった方の中には、子育てに興味を持たれて、自分の子どもが手を離れた後、ほかの子どもさんの子育てに協力したい、保育士になりたいという方がいらっしゃると思う。そういった方に保育士になっていただい

て、こういったことを改善できたらいいのではないかとよく考えていて、今回応募した。そういったことの実現にもご協力できればと思っている。

(委員) 現在のプランの対象年齢はおおむね 30 歳となっているが、子ども・若者育成支援推進法は 30 代まで対象となっている。ここの年齢の違いについて、極端に言えば 39 歳まで子ども・若者育成支援推進法は対象として立法されていたと思うので、その部分の経過が知りたい。前回、現プランの策定の際にはその議論はなかったように思うので。

(会長) 前回は、全体会の中で出ていた。

(委員) では最後でよいので、もう 1 回聞きたい。

(委員) 滋賀経済産業協会の経営部会から参加させてもらっている。

ものづくりはまず人づくりと一般論で言うが、我々も企業の中で、どうやって人を育てるかということを悩んでいる。さらに、我々企業の中でも、ワーク・ライフ・バランス等については、しっかりした方針も出していかなければならないと思っている。それから、どのような実態にあるのかということも皆さんに理解していただきながら、ひとり立ちする方をどのように支えていくか。この辺で頑張っ意見を出していきたいと思っている。

(委員) 滋賀県市町保健師協議会から、この審議会に参加させてもらっているが、ふだんは湖南市の発達支援室で保健師をしている。発達支援室では、発達障害を持つ子どもさんを持つ保護者の相談の対応をしたり、学校や保育園、幼稚園に入って、いろんな家庭のケース会議等に参加させてもらったり、また、就職されて、そこでつまずいて、という青年期の方の対応もさせてもらっているので、そういったふだんの業務の中での、いろいろと疑問に思っていることや課題に思っていること等を意見として、お伝えできたらと思う。

(委員) 滋賀県 P T A 連絡協議会から、保護者代表としてこちらに参加させてもらっている。保護者目線で資料を見させてもらって、あまりリアルな子どもたちの姿が見えてこないのと、これをどのように、どこにつなげていくようになるのかというのが、まだ見えていない。先ほど委員の発言にあった幼稚園と小学校の連携については、P T A でも、親たちが幼稚園だけ、小学校だけというのではなく、幼・小・中・高と縦につながることが大事であり、そこを推進していきたいと思っているところである。そこに一番大事なこととして、私たち保護者から言わせてもらおうと、例えば、小学校は幼稚園と中

学校と、というように、学校の先生方が上下でつながっていただくことを強く願っている。中学校であれば小学校、高校と。

外側だけ、施策だけではなくて、中にいる先生方が縦に、中でつながっていただきたいと願いながら活動をしているところである。そういった意味でも、この審議会の中でも、何かつながるところを探したいと思っている。

(委員) 現行制度のもとに現行の計画が立てられているが、先ほど来、意見があったように、ここの進捗管理を丁寧にやりたいと思っている。そのためにも、県民の意識調査も大事だと思うが、先ほど保育士の不足について離職率が高いという話も出ており、サービスを提供する側にも何らかの課題が掲げられている可能性が非常に高いので、そうした現場サイドの意見がしっかり吸い上げられるような仕組みをぜひ検討いただきたいと思う。さらには、先ほどもご意見があったように、特別な事情を抱えておられるようなところについては、新たに丁寧にヒアリングをかけたりするような仕組みをつくってもらって、そこから我々のほうに情報が提供されるような対応を図っていただけるとありがたいと思う。

(委員) 前回の現プラン策定にも少し関わらせてもらったので、もう既にたくさんの意見が出ているが、少しまとめた形で話をさせてもらいたい。

今日、多くの委員から、資料等から現場の姿が見えてこないとの発言があったと思う。子育て三方よしといういわゆる理想像があり、一方で、実際に何を進めていくかというときに、落とし込む先として数値目標がある。たとえば言うと、健康な体づくりということを目標にしているけれども、実際には体温を測ったり、血圧を測ったりとかいうことを具体的にはやる。その数値1つ1つに捉われ過ぎると、一方の、健康な体というのは見えてこない。恐らく、その両方をつなぐ役目を委員である私たちが期待されているのではないかと思う。多くの知見を持った委員の皆さんがおられるが、この20人ですべてを拾い上げるのもまた難しいだろうし、今日意見が出されていたように、現場なり、いろいろ詳しいところからヒアリングなどで吸い上げるという作業が1つ必要なのかなと感じている。

それに関しては、2点ほど個人的な要望を言うと、調査についてはできるだけ多様な方々からということと、どの層の意見に基づいて施策を考えるのかというようなことについて、もし再考の余地があるようなら少し考えてほしいと思う。

それから、私も前回の策定時から強く感じているのだが、やはり部会を進める中で、どうしても1つの領域にこだわり過ぎる部分があるので、ぜひそれは何らかの形で横棒のような仕組みを実現していただきたいと思う。

(会長) 皆さんに期待させていただくところは、今お一人お一人の委員がおっしゃった

とおりで、新しい視点で見直していただきたい。最終的にまとめるものは、その背景やこの状況に至るだけの理由などについて、現れてこない、数字の陰にいる人たちの声ももれなく吸い上げて、議論していただきたいということをお願いさせていただきたいと思う。

そのために、先ほどから意見が続けて出されているように、各部会間で調整や情報交換ができるよう、事務局としては大変だと思うが、こういう意見が出ていてということになるべく詳しく連絡しながら、要所、要所でこのような全体会も持ちながらという進行に、していただきたいと思う。

(事務局) 先ほど委員からご指摘のあった、法とプランの対象年齢の部分については、法律自体には記載がないので、その下の要綱、要領等で多分年齢の定義がされていると思う。対象年齢については、前回の策定時にも議論が出ていたということなので、どのように整理していくのかという問題意識を持ってやっていかなければならないと思う。

また、本日出されたご意見については、できるだけ、どのような形で反映できるかを考えながら、次回までに整理をしていきたい。県庁の各部局については、県庁の中の子ども・青少年施策に関する推進組織があるので、そういうところを使いながら、特に関わりの深い部局についてどういった形で関わってもらえるのかも、次回までに整理して対応したい。

- 事務連絡
- 閉会